

基本的なこと

- 絶対に暴力行為に走らない
- 凶器とみなされるものを持参しない
- 投石、投トマト、投餃子などをしない
- 冷凍餃子問題やガス田問題など他の問題を絡めない

職質等

- 警察官には冷静に対応し、素直に指示に従う
- 職質を受けた場合、落ち着いて拒否するか必要最小限の事だけを答える
- 逃げず、暴れず、冷静に拒否する

道交法関連

- 車道・歩道を占有しない、ものを置かない（要許可）
- 交通を阻害しない。旗配りで通行を邪魔しないよう注意（要許可の可能性）

その他

- 参加者に危険な者がいれば自重を求める
- 一般見学者に参加を強要しない

国旗は国を愛する人たちにとって、とても大事なものです。

- 国旗を加工して文字を入れ込まない
- 国旗を決しておろそかな扱いはしない
- 国旗やチラシを配布したら、終了後捨てられているものを必ず回収
- 外国国旗を損壊・汚損しない（刑法第92条）

刑法第92条（外国国章損壊等）

外国に対して侮辱を加える目的で、その国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

前項の罪は、外国政府の請求がなければ公訴を提起することができない